通番22:市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲 (経済産業省中小企業庁、総務省)

中小企業庁

総務省

### ~Japan is BACK~(平成25年6月14日閣議決定 「日本再興戦略」

中小企業・小規模事業者の革新 9 ②中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進

我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米

国・英国レベル(10%台)になることを目指す。

※我が国の開業率は4.6%、廃業率は3.6%(厚生労働省「雇用保険事業年報(2012)])

### 改訂2014 一未来への挑戦ー(平成26年6月24日閣議決定 日本再興戰略」

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(3)新たに講ずべき具体的施策

②地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

自治体を中心とした産学官金の連携の下、地域経済イノベーションサイクルによる支援、産業競争 力強化法に基づく中小企業の創業支援のスキームの活用等により、雇用吸収力の大きい地域の企

業を立ち上げる。

# くなぜ国が創業支援事業計画の認定を行うのか。>

村の創業支援事業案の内容と関係各省庁の支援策等を効果的に構 過程で、各市町村と関係各省庁との情報共有を図りながら、各市町 )各地域での創業を強力に推進するため、国が計画の認定を行う 築する必要があるため。

# くなぜ市区町村が中心となって計画を作成するのか。>

つ地域での創業支援の中心的役割を担う、商工会、商工会議所(ほ ず市町村単位で設置)、民間の創業支援事業者等の様々な支援者 と役割分担をしながら、市区町村が中心となって継続的な支援体制 づくりを行うことが必要。

## 川業支援事業計画のイメージ(参考)

◆創業支援事業とその担当機関 	当機関	_	
	事業	11. (	支援機関
1 創業のきっかけづく	くり支援		
ワンストップ窓口の設置	) 設置	- ○ ○ 市商工労働部産業政策課 (必要に応じて関係機関や専門家を紹介) - ○ ○ 銀行、○ ○ 信用金庫	家を紹介)
創業セミナー、マッ 交流会の開催等	<i>)</i> チング	・○○商工会議所 ・株式会社○○コワーキング ・NPO法人○○	<ul><li>・○○県産業技術センター</li><li>・○○銀行、○○信用金庫</li><li>・○○大学産学官連携機構</li></ul>
事業環境認識と 事業ミッションの構築支援	<b>精築支援</b>	・○○市商工労働部産業政策課 ・○○大学経営学部 ・株式会社○○コンサルタント	• 〇〇 商工会議所
2 価値創造支援			
ビジネスモデル構築支援、 販売先・ターゲット確定支援	韓支援、 、確定支援	• ○ ○ 南工会議所   • ○ ○ 大学経営学部	<ul><li>・○○銀行、○○信用金庫</li><li>・○○不動産株式会社</li></ul>
商品開発支援		<ul><li>・株式会社○○産業創造センター</li><li>・○○大学理工学部、経営学部</li><li>・○○市中小企業経営者協会</li></ul>	・○○市商工労働部地域ブランド推進室
生産体制構築支援		-○○市農林水産部農業振興課 -○○商工会議所 -○○県産業技術センター	
雇用計画支援		·○○商工会議所 ·○○市健康福祉部社会福祉課	<ul><li>・NPO法人○○</li><li>・○○銀行、○○信用金庫</li></ul>
事業戦略 (4P)   ポジショニング・ブ   支援	ブランディング企画	<ul><li>・株式会社○○コンサルタント</li><li>・○○大学経営学部</li><li>・○○商工会議所</li></ul>	
3 営業力強化支援 (創業後のフォローも含	含む)		
4 経理・財務力強化支	女接		庫商工労働部産業政策課
		計画期間	
	)	)	

### <u>創業支援事業計画認定自治体</u>

# <168計画、177市区町(42都道府県)、下線は共同申請>

#### (平成26年8月31日時点)

北海道(4): 札幌市、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、室蘭市、帯広市

青森県(1):青森市

岩手県(2): 大船渡市、一関市

宮城県(4): 仙台市、登米市、大崎市、石巻市

秋田県(1):秋田市

山形県(3): 山形市、鶴岡市、酒田市

福島県(8):南相馬市、いわき市、会津若松市、福島市、郡山市、須賀川市、

喜多方市、西会津町

茨城県(4): 日立市、水戸市、つくば市、ひたちなか市 栃木県(4): 足利市、宇都宮市、小山市、大田原市

群馬県(2): 前橋市、桐生市

埼玉県(7): 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、所沢市、さいたま市、

川口市、草加市、越谷市、久喜市

東京都(20): 江戸川区、大田区、中野区、豊島区、板橋区、荒川区、八王子市、 千葉県(6):千葉市、松戸市、市川市、柏市、佐倉市、我孫子市

町田市、調布市、台東区、墨田区、練馬区、足立区、立川市、武 蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市

神奈川県(8):川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、横浜市、平塚市、茅ヶ崎

市、厚木市

新潟県(3):三条市、燕市、上越市

長野県(7):飯田市、茅野市、駒ケ根市、上田市、岡谷市、諏訪市、伊那市、

静岡県(6):静岡市、三島市、富士市、藤枝市、浜松市、沼津市岐阜県(4):岐阜市、大垣市、高山市、多治見市三重県(5):四日市市、桑名市、松阪市、津市、鈴鹿市

重県(5):四日市市、桑名市、松阪市、津市、鈴鹿市

愛知県(6):西尾市、岡崎市、豊橋市、名古屋市、一宮市、大府市、東

富山県(2):富山市、高岡市 石川県(2):金沢市、七尾市

福井県(3):福井市、鯖江市、越前市

滋賀県(3):長浜市、<u>大津市、草津市、</u>東近江市

京都府(2):京都市、京丹後市

大阪府(10): 堺市、東大阪市、豊中市、守口市、門真市、大阪市、吹

田市、枚方市、茨木市、八尾市

兵庫県(7):神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、三木市、加古川市、宝

鳥取県(1): 鳥取市

島根県(4):松江市、浜田市、江津市、津和野町

四山県(3):岡山市、倉敷市、笠岡市 広島県(4):広島市、竹原市、尾道市、廿日市市 山口県(4):宇部市、防府市、周南市、下関市 徳島県(2):徳島市、藍住町 香川県(1):三豊市 愛媛県(2):今治市、西条市 福岡県(4):福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市 佐賀県(1):佐賀市

大分県(1):大分市

熊本県(1):熊本市

島県(1):鹿児島市